

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年（2026年）5月25日

収支等命令者

佐賀県環境センター

所長 北川 信吉

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 委託事業の名称 | 令和8年度土壌中放射能調査委託 |
| (2) 委託事業の仕様等 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 履行期限 | 令和9年（2027年）3月12日（金曜日） |
| (4) 履行場所 | 唐津市相知町相知ほか9か所 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) ISO/IEC 17025の認定を取得していること。
- (6) 過去2か年の間に国（ほか公社、公団、独立行政法人等を含む）又は地方公共団体と、同種かつ同規模の契約を締結し、かつ、これらをすべて適正に履行した者であること。
- (7) この入札に係る委託事業に関して、その体制が十分整備されており、円滑に委託業務を履行することができる者と認められる者であること。
- (8) 入札参加資格確認申請書を提出し、参加する資格を有すると認められていること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格の審査

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に以下の関係書類を添えて、令和8年6月9日（火曜日）午後5時までに4の（1）の場所へ持参、又は郵送（必着）すること。提出された資料を審査のうえ、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、審査の結果は、文書で通知する。

提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じること。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

（関係書類）

- ・ 営業概要書
 - ※ ISO/IEC 17025 の認定を受けていることが確認できるものを添付すること。
- ・ 同種業務の履行実績調書
 - ※ 契約が履行されたことが確認できるものを添付すること。
 - 提出できない場合は、事前に契約担当者に相談すること。
- ・ 体制等に関する書類
 - ※ 管理体制、要員数、拠点、連絡系統図等が確認できること。

4 入札日時及び入札場所等

（1）問い合わせ先

〒849-0932

佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

佐賀県環境センター 環境理学課

電話 0952-30-1616

E-mail kankyousenta@pref.saga.lg.jp

（2）入札参加資格確認申請書、委託仕様書、入札書等の交付方法

令和8年5月25日（月曜日）から令和8年6月9日（火曜日）までの期間、佐賀県ホームページに掲載するとともに、（1）の場所において随時交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 入札書の提出場所等

(1) の場所に入札者が直接持参又は郵送すること。郵送の場合は書留郵便とし、令和8年6月16日(火曜日)午後2時必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、「令和8年度 入札書在中」と朱書きすること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年6月16日(火曜日)午後2時
佐賀県環境センター 会議室1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部署に確認すること。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第3号及び第115条第3項第4号の規定により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が、入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合は、再度入札は後日、日を改めて行う。
- エ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

(6) 代金の支払い方法

適正な請求書を受理してから30日以内。